

果てしないトンネルを抜け出すために 韓国の強制動員真相究明機関 11年の経験を中心に

鄭惠瓊（日帝強制動員&平和研究会代表研究委員）

現在、韓日関係は非常に厳しい状況にあります。本日はこれを解決するための一つの方法として、韓国にかつて存在した強制動員真相究明のための政府機関（国務総理直属の委員会）の歴史を紹介したいと思います。

具体的には、①強制動員真相究明委員会がどのように作られ、どのような意味を持っていたのか、②委員会の活動の実態、③これをもって私たちが韓日関係という「果てしないトンネル」を突破できるか、という三つのことをお話したいと思います。

強制動員真相究明委員会の歴史的・社会的意味

強制動員とは

はじめに、強制動員について簡単に説明します。アジア太平洋戦争で、日本の植民地支配下にあった韓国人が受けた被害には、「人的」、「物的」、「資金」の三つがありましたが、現時点では、このなかで人的被害だけが確認された状態です。

ところが人的被害の場合、韓国人の強制動員の被害者は延べ780万人という数字がしばしば韓国内ではあげられることが多いのですが、統計上の重複人員が多いので実際の動員数は約200万人程度という推計があります。ここにはしかも日本軍慰安婦に動員された方は含まれていません。

動員が行われた地域としては韓半島(朝鮮半島)内が一番多く、次に日本、樺太（サハリン島南部）、中国、満州、太平洋、東南アジアとなっています。そのなかで最も多いのは労務者として動員された方々です。

図表1の地図で赤く表示してある部分は、当時日本がアジア太平洋戦争の敗戦直前まで占領あるいは植民地にした地域です。このなかには南洋群島と呼ばれる中西部太平洋地域も含まれています。この地域にある「人的」、「物的」、「資金」が、すべて日本の戦争に動員されました。韓国人は、韓国国内、満州、日本、東南アジア、太平洋地域へ連行され、その作業場は全体でおよそ1万2,000あり、その多くが韓半島に存在していました。



図表1 日本がアジア太平洋戦争の敗戦直前まで占領あるいは植民地にした地域

日本政府が公開した統計を強制動員真相究明委員会が分析し、整理したものをみると、「軍人」「軍属」「労務者」の3つの類型があり、このうち労務者の動員数が最も多く、そして韓半島内に動員された方々が最も多いことを知ることができます。

今日は、昨年（2021年）私が出版した『日帝強制動員政府が中断した真相究明』という本の内容を中心にしてお話ししたいと思います。

光復以後、韓国が歩んできた道

1945年の光復（解放）以後、韓国が歩んできた道を簡単に説明すると、1948年に政府が樹立する以前から、韓国は日本に対し賠償を請求する努力をしてきました。しかし、対日賠

償問題はサンフランシスコ講和条約（1951年調印）によって霧散してしまいました。その後、日帝強制動員の被害者団体が1947年から発足しましたが、50年代には消えてしまいます。これは政府が主導した結果、円滑な活動ができなかったことによります。「黙って我慢しろ」という政府の方針がありました。

1950年代の李承晩^{イ スンマン}政府時代に、韓国政府は韓日会談のため、二つの資料を作成しました。年度が明確ではありませんが、50年代前半の際には『日帝時被徴用徴兵者名簿』が作られました。1957年から58年には『倭政時被徴用者名簿』が準備されました。ただ、これらは実際には韓日会談では使われなかったと理解しています。

また、大韓民国政府樹立後、政府が1949年に作成し、GHQに提出した「対日賠償要求調査」という資料があります。これは1949年に作られた現物は発見されておらず、1954年に印刷されたものだけが現存しています。

対日賠償を受けるために韓国政府はさまざまな努力をしてきましたが、私はこれらの資料を、その証拠の一つとして提示したいと思います。『日帝時被徴用徴兵者名簿』と『倭政時被徴用者名簿』を比較してみると、内容はほとんど同じです。被徴用者は、『日帝時被徴用徴兵者名簿』では23万人ほど、『倭政時被徴用者名簿』では28万人ほどと出ています。「名前」「生年月日」「住所」「動員された期間」「人的事項」などの項目がありますが、このうち『日帝時被徴用徴兵者名簿』は、現在知られている韓国政府が作った名簿のなかでは最も古いものです。2013年に駐日韓国大使館で発見されました。

この二つの名簿は、申告を受けた内容のみで作成されているものなので、分析が必要です。『日帝時被徴用徴兵者名簿』は委員会が1万人程度分を分析して門を閉じました。一方、『倭政時被徴用者名簿』は全数調査をして作成されたものです。

『日帝時被徴兵者名簿』の現物を見ると、裏紙が利用されているのが分かります。当時、紙が不足していたので、解放以前の公文書の裏面をリサイクルしたのです。村の代表者が被害者一人ひとりの名前と被害の内容を書き、表紙をつけて提出したものを集め、全体で23万人分の資料を作りました。

当時（1950年）は、6.25韓国動乱（朝鮮戦争）が起こり、交通や通信に非常な困難が生じていました。そのなかでこのような名簿が作られたことに、李承晩政府の努力の一面を見ることができると思います。写真1に表示をしているのが、『倭政時被徴用者名簿』に名前が

あるなかで、実際に被害者であると私たちが確定した人たちです。私たちは『倭政時被徴用者名簿』を検証する作業を行っています。

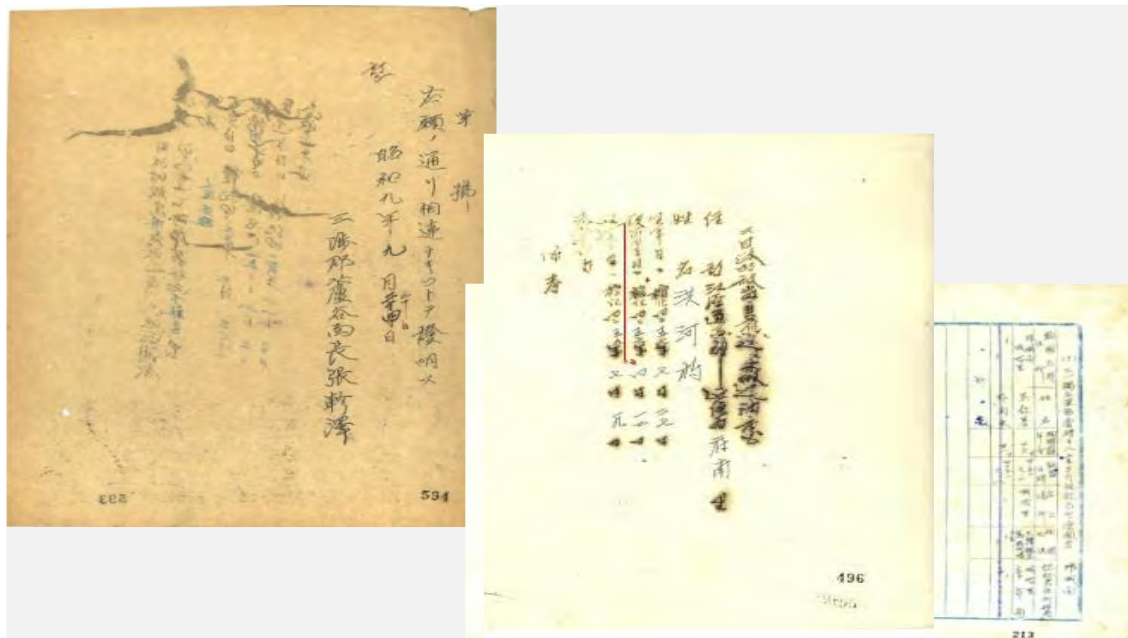


写真1 『倭政時被徴用者名簿』において被害者であると確定された人たち

不十分な補償の仕組みが被害者たちの権利意識のきっかけに

強制動員真相究明委員会が作られる以前の状況を説明しますと、韓国政府は1965年に締結された韓日協定に基づいて、被害者に対して対日補償金の支給をしていくこととなりますが、その過程で、被害者たちが権利認識を持つようになっていきます。

韓日協定を締結した翌年の1966年2月19日に、韓国政府は請求権資金の運用及び管理に関する法律を作ります。韓日協定に基づいて作られたもので、このような法律を早急に作り日本から賠償金の支払いを受ける必要がありました。

この法に基づいて、さらに韓国政府は1971年に対民間請求権申告に関する法律を作り、被害者の請求申告の受付を開始します。人命被害、つまり死亡者と行方不明者が1万1,000件ほど認定され、物的被害、つまり債権や貯金通帳等が13万件ほど認定されましたが、このなかで補償金を支給されたのは8,552人のみでした。先ほど被害者数を200万人ほど、死亡者は26万人ほどと申し上げましたが、そのうちごく一部の人だけが補償金を支給されたことが分かります。

일련번호	금액번호	영수번호	성명	주소	보상금액	지급은행	교부일자		
441	6-3905	1668	김영남	전남 고흥군남양면신동리 941	4644	543-14	300,000	조흥은행	75.9.14
442	3906	1668	황산남	* 전남 고흥군남양면신동리 180	453	540-88	300,000	"	75.9.14
443	3907	1664	고영심	* 구례군도지면금곡리 501	42	541-14	300,000	"	75.9.14
444	3914	1636	박은진	* 고흥군주원면용안리 231	47	543-23	300,000	"	75.9.14
445	3915	1628	김윤환	* 여천군부곡면봉서리 302	45	542-22	300,000	한일저축	10.7.7
446	3916	1627	이척배	* 영광군광양읍월성리 348	41	542-80	300,000	조흥은행	75.9.14
447	3917	1622	이동수	* * 영광군동곡리 591	48	540-83	300,000	"	75.9.14
448	3918	1611	김도배	* 여수시덕산동 1337	47	542	300,000	한일저축	75.9.14
449	3919	1657	김현영	* 보성군남곡읍호동리 635	46	543	300,000	조흥은행	75.9.14
450	3930	2570	윤석지	* 화순군홍산면보림리 647	44	500-74	300,000	조흥은행	75.9.14
451	3932	2581	박경류	* 함양군장성읍남곡리 574	44	500-13	300,000	"	75.9.14
452	3933	2585	이도수	* 나주군송산면금곡리 693	43	570-14	300,000	"	75.9.14
453	3934	2601	김영철	* 영광군남양면신동리 295	42	501-24	300,000	"	75.9.14
454	3935	2602	정계경	* * * 영광군 289	41	"	300,000	"	75.9.14
455	3936	2603	김주환	* * 영광군 243	40	501-20	300,000	"	75.9.14
456	3939	2609	김귀남	* * 영광군 243	39	501-21	300,000	"	75.9.14
457	3942	2610	이영호	* 나주군송산면유천리 417	38	570-15	300,000	"	75.9.14
458	3943	2616	김복순	* 영광군보림면신동리 328	37	501-20	300,000	"	75.9.14
459	3944	2617	정태성	* 화순군송산면신동리 271	36	500-70	300,000	"	75.9.14
460	3945	2642	정필립	* 영광군보림면신동리 40	34	501-20	300,000	"	75.9.14

写真2 『倭政時被徴用者名簿』において被害者であると確定した人たち

当時、1人당리 30万ウォンが支給され、韓半島内に動員された人にも補償金が支払われました。当時作成された名簿(写真2)が、現在、国家記録院に保管されていますが、ここに記載されているのは被害者の名前ではなく、お金を受け取った家族の名前で、このなかに被害者の名前を探すことはできません。このことが結果として、被害者たちが権利認識を持つきっかけになりました。

当時、申告期間は10カ月しかありませんでした。また、次の申告では、個人が被害事実を立証することが必要となりました。また、2007年以降も同じことが繰り返されました。この過程で被害者たちは、「これは問題ではないか」「悔しい」と考えるようになり、その後、全国規模で団体を組織していくことになりました。

1972年には原爆被害者の孫振斗^{ソンジンドゥ}という方が日本で裁判をし、勝訴します。これに刺激を受けた被害者団体が対日訴訟を起すこととなります。在日同胞や日本の市民団体が積極的に支援して、先日亡くなられた李金珠^{イグムジュ}さんという方を会長とする太平洋戦争被害者光州遺族会が、光州千人訴訟という形で、1,000人の原告を集めて日本に対し裁判を起したりしました。しかし、この時も韓国政府は沈黙し、知らぬ顔をしました。韓国政府の訴訟に対する立場は、その当時から今も、個人の問題だというものです。

それから日帝強制動員被害真相究明特別法を作ることになるのですが、この法が作られた背景には、2000年に東京で日本軍性奴隷戦犯国際法廷というものが開かれたことがあります。これは一つのパフォーマンスにすぎませんでしたが、その教訓としてこのようなパフォーマンスはもう終わりにして、今後は該当国がそれぞれの国で法制定を通じて対応しようという議論がはじまったのです。

そして対日訴訟は1952年からはじまり、それはBC級戦犯訴訟を嚆矢とするものでしたが、それらはすべて棄却されます。そして2000年代初めに被害者がアメリカと韓国で起した裁判においても訴えは棄却されることとなります。さらに日本の市民団体が日本の国会図書館を通じて強制動員についての調査を行う法律を制定するため運動を展開しましたが、成功しませんでした。

それを受け、今度は被害国で法の制定運動をしようという声が高まり、特別法制定運動がはじまります。法案は2004年2月13日に本会議を通過しましたが、同じ日に韓日協定文書公開訴訟の一部勝訴判決が出ました。盧武鉉^{ノムヒョン}大統領は、この判決に基づいて2007年に慰労金等支援法を制定し、この法を根拠として強制動員真相究明委員会が作られました。

委員会が持っていた意味

委員会には歴史的・社会的意味があると考えています。まず、アジア太平洋戦争による被害を調査する世界唯一の公的機関であるということが、その意味の一つとしてあります。

次に当時、法を発議する際、建国後初めて韓国政府が日帝の戦争に動員された自国民の被害を調査し、真相を明らかにするための法だという趣旨が明記されたのですが、これはす

なわち被害当事国自らが常設機構を作り、強制動員被害の真相究明を実施したということです。

また、政府のみが主導したのではなく、市民と被害者が参加したことで、加害国日本に歴史的責任と反省を要求することに終始せず、大乗的次元から和解と交流、協力を引き出すことができましたことがあります。さらに、委員会の活動は、日本の市民と連帯した未来指向的性格を持ったものでした。しかし、その道程はそれほど単純なものではありませんでした。

2004年11月に、強制動員被害者に対し救済の門戸を開いた「日帝強占動員被害強制動員被害真相究明委員会」が設置され、2008年6月には被害者に支援金を付与するための「太平洋戦争前後国外強制動員犠牲者支援委員会」が発足しました。

この2つが2010年に合併し、同年の3月からそれらの活動を継承した「対日抗争期強制動員被害調査及び国外強制動員犠牲者など支援委員会」が始動しました。そしてこれが2015年12月31日に廃止されます。総じてみれば委員会は11年間活動をしたのですが、多くの期間は民間からの請願業務の処理に費やされ、実質的に真相究明に取り組んだ期間はおよそ4、5年間でしかありませんでした。

法的見地から日帝強制動員被害真相究明特別法の目的を説明しますと、2004年に作った際の目的は、歴史の真実を明らかにすることでした。そして、1965年に締結された韓日請求権協定と関連して、国家（韓国政府）が太平洋戦争の前後に国外へ強制動員された犠牲者と遺族らに、人道的次元から慰労金を支援することにより、彼らの苦痛を治癒し国民和合に寄与するというものでした。すなわち韓半島内で連行された人を除き、韓半島外に連行された人だけに慰労金を支援するもので、慰労金であって補償金ではありません。

この2つの法の核心は、歴史の真実を究明し、さらに犠牲者と遺族の苦痛を治癒して国民和合に寄与するという内容だということであり、委員会はこの目的に沿って活動を行ってきました。

委員会の業務

法に基づいた委員会の業務は非常に多岐にわたりました。一つは真相調査をすることです。これは被害者からの申請を受ける、あるいは委員会が自主的に被害者を選定して行うことです。次に被害申告を受け付けて調査する被害調査がありました。また、各種資料の蒐集し分析する役割がありました。そして犠牲者と遺族を審査し、「あなたが遺族」「あなたが

犠牲者（死者）」ということを決めるために、遺骸を発掘、収集し調査すること、それから史料館と追悼空間を作ることが役割として課せられました。実際に釜山^{プサン}に各館が設置されました。

次に、認定した被害者に慰労金と支援金を支給する業務があり、さらにまた戸籍登載事項の処理がありました。これは行方不明になり生死が確認できず、生存者として戸籍に記載されている方の死亡届を遺族が出せるようにする、また、死亡日が間違っ^てて戸籍に記載されている方の正確な死亡日を登載する仕事でした。

韓国政府レベルの強制動員被害真相究明作業

遺骸奉還調査収拾活動

今日は委員会が取り組んだ多くの活動のうちの数種を紹介したいと思います。まず、遺骸奉還調査収拾活動についてです。2004年12月に韓日首脳会談があり、盧武鉉大統領の提案を小泉純一郎総理が受諾し、遺骨協議体を構成することが決定しました。翌2005年5月には強制動員真相究明委員会の委員長が日本を訪問して遺骨協議体を構成することを提案し、外務省と厚生省がこれに同意して、課長級の韓日遺骨協議体がスタートしました。

ここでは「人道主義」「現実主義」「未来指向主義」という三大原則が掲げられました。それはつまり「できないことを無理にすることはできない」、「誰かに責任を問うのではなく、未来指向をする」ということを意味しました。

2005年5月に行われた協議の韓国側の代表は委員会、日本側の代表は外務省とその他関連機関でしたが、当時委員会は2大原則を定めました。一つは被害者と遺族の意思を尊重すること。つまり被害者と遺族を中心にするということです。二つ目は日本政府の責任、謝罪の表示を明らかにするということでした。

2011年上半期まで課長級協議が7度、実務者級協議が9度あり、委員会は実務者級協議にはほとんど参加し多くの協議を主導しましたが、それ以後、韓国側代表は外交部(外務省)に代わります。この過程を通じて、日本地域内での実態調査を行いました。事前に遺骨が日本国内のどこにあるのかを知るためアンケート調査を実施し、これを元に実地調査を行いました。すなわち遺骨が安置されている保管施設や現場に行って直接調査をすることですが、事

前調査では日本地域内に 2,798 柱の労務者関連遺骨があるという情報を把握しました。実際に現場で調査した結果、合計 234 の施設に 1014 柱の遺骨があることを確認しました。これは労務者の遺骨ですが、東京都の祐天寺にあった軍人・軍属の遺骨については奉還を 4 回行い、423 柱が韓国に戻りました。

韓国の行政自治部のホームページで確認できる委員会が作ったコンテンツ（図表 2）を見れば、どこに遺骸が多く安置されているかが分かり、この情報を元に現地に入り、現地や遺骨についての情報に接触することができます。

일본내 시설 등 보관 한국인 유해 실태표



図表 2 韓国の行政自治部のホームページで確認できる遺骸の安置場所

遺骨発掘収集及び奉還活動の成果

遺骨発掘収集及び奉還には大きく三つの成果があったと考えます。

最も大きな成果は、人間の普遍的価値を確認し、遺族からの信頼を受けることができたことだと考えます。取り組みのプロセスは、遺族の意思を尊重する形で透明性を担保しながら進められました。被害者がどのように死亡したのかを調査し、遺伝子鑑識も試みました。その結果、遺族たちの高い呼応を得ました。

二つ目の成果は、日本はアジア太平洋戦争に敗戦した後、歴史的事実を封印してきましたが、遺骨奉還を経験したことで、日本がはじめてこの封印を解除したことだと考えます。

先日亡くなられた^{カンドクサン}姜徳相先生は、「事実の重さを感じなければならない」と語りましたが、この遺骨奉還の過程で、日本政府の担当者、マスコミ、参列者は、「事実の重さ」を感じました。2008年1月に行われた第1次奉還の際は、日本側は遺族を厳格に隔離し遮断しました。東京都大田区のホテルから遺族が外出できないようにし、祐天寺の追悼式場にも、当事者以外の出入りを禁止しました。しかし同年11月に行われた第二次奉還の時には、新宿の中心にあるホテルを遺族に提供し、事前に公報して追悼式場への一般参列者の立ち入りを認めました。

三つ目の成果は、遺族たちが「容赦と和解の契機」を作ったことにあります。遺骨奉還は、遺族がはじめて遺骨と対面する場となりました。また、それは完全な形で遺骨が韓国へと帰郷することでした。つまり、日本で創氏改名された名前ではなく、韓国に帰り、韓国の名前（本名）に戻り、故郷の土に還ることができたということです。



写真3 日本政府が主催した祐天寺での追悼式

日本政府が主催した祐天寺での追悼式を記録した写真（写真3）やユーチューブにあげられている動画から、儀式が厳粛に進められたことが判ります。韓国でも追悼式は行われ、儀仗隊が出席し、礼砲を撃って丁重に遺骨を迎え、遺骨は最終的に、韓国の壺に韓国名で納められました。感動的な瞬間でした。

このことは遺骨の奉還という単純な成果に留まらず、以後、故人の年金記録について照会が可能になり、韓国政府が軍人、軍属の供託金名簿を入手できるようになりました。それから労働者の郵便貯金についての供託金名簿も入手することができるようになりましたが、これは日本政府の積極的な協力があって可能になりました。また、遺骨を奉安する過程で、多くの日本人が強制動員の事実を認識したことも、そのことに大きな力を持ちました。

私は日本の良心勢力と強制動員真相究明委員会が連帯して成果を上げたと思っています。その連帯は、^{オイルファン}呉日煥博士という交渉チーム長が卓越した交渉能力を発揮したことで、可能になったと考えています。また、相互の対話を通じて問題を解決できるという韓日市民間の期待感、信頼感は相当高いものがありました。それが遺骨奉還に肯定的な効果をもたらしましたし、このことが対日歴史問題解決の鍵だと考えています。

ところがこの活動は長続きしませんでした。2011年8月、労務者の遺骨奉還の取り組みは、^{イミョンバク}李明博大統領が日本の独島（竹島）を電撃的に訪問したことで中断してしまい、今も止まっています。

しかし、委員会は調査対象と遺骨収拾奉還地域を拡大させました。日本本土からはじまった取り組みは、現在サハリン島南部にまで拡張しています。

また、現在も日本政府が予算の3分の1を負担し、日本領事が出席する形で追悼巡礼を行い、儀式を執り行っています。それから、韓国内では国立望郷の丘において位牌が奉安され、遺骨奉還の成果が継承されています。韓国の検察庁専門課では、遺伝子鑑識が続けられています。

サハリン遺骨調査及び奉還のための三大事業

サハリンにある遺骨の奉還のために、韓国政府は「共同墓地の全数調査」、「記録物調査」、「遺骨奉還」という三大事業を行いました。これは2007年から始まった、戦後は

じめての取り組みです。これも先に述べた呉日煥博士の意志があって可能になったことでした。

この事業は、サハリンに家族（遺骨）を残している韓国在住の遺族たちが国会で訴え、予算を確保したもので、このような声に支えられて成された共同墓地全数調査によって、2015年には合計67カ所の共同墓地調査事業を終えました。また、2014年には韓口政府間の合意を経て、記録物を1万件余調査しました。しかし現在は中断しています。

現在まで7回にわたって85柱の遺骨を奉還しましたが、今のような速度では、今後1200年かけてやっと遺骨を全部奉還できるという見通ししか立たず、非常に遅滞した状況ですが、開始したという点で意味があると思っています。

サハリンにある韓国人共同墓地の碑石（写真4）には、漢字やハングルで書かれた名前が刻まれています。



写真4 サハリンにある韓国人共同墓地の碑石

私たちはこれらの墓碑を調査してシステム化し、外部コンテンツに上げました。行政自治部のサイトに入れば、写真や名前、本籍地で墓碑を検索することができます。墓碑がどこの共同墓地のどこにあるのか、すべて探し出せるよう、システムを構築しました。

遺骨奉還の様子を写した写真（写真5）には、遺族が喪服を着て、家族の遺骨を奉還する姿があります。



제1차 사할린한인 유골봉환 추도 및 환송식(코르사코프 망향의 탑)



제1차 사할린한인 유골봉환 추도 및 안치식(천안 망향의동산)

写真5 国立望郷の丘で開かれたサハリン遺骨奉還追悼式（2015年8月、韓国政府主管）

資料収集の成果

次に資料収集の成果について述べます。資料はとて多く、生産主体者別に区分する必要がありました。

まず、加害者である日本政府や日本企業、地方自治団体が作った資料、関連団体が作ったもの。それから、政府当局者が作った資料があり、被害者が作った資料もあります。

そして被害者が作った名簿、さまざまな証書、メモ、手記、手紙、回顧録、写真、品物、口述資料があります。また、連合国など、関連国が作った尋問調書や報告書があります。国際赤十字社などの関連団体が作った資料もありました。

これらの資料を文書資料と秘密文書資料に媒体別に区分し、公式資料と非公式資料に性格的に区分しました。また、ニュース性を鑑み、原本資料か写本資料かに区分しました。

強制動員真相究明委員会では、名簿や文書や博物(衣服、靴、名札など)や写真といった資料を 5,300 件程収集し、被害調査書を作成しました。

そのうち、名簿の場合は、約 140 万名分を私たちが収集しましたが、重複が相当数ありました。重複を除くと、この数字は、強制動員の被害者の 10%以内になるのではと思います。

これをもってデータベースを作成、分析し、委員会で議決して被害調査の結果を電算システムに上げました。これは閲覧しにきた日本政府の担当者も驚くほど、立派なものになりました。しかし、今は使うことができなくなっています。

被害調査の成果

次に被害調査の成果について述べます。特別法の第 12 条にあるように、被害申告は、国内外に居住する、すべての韓国籍を持つ人が可能です。しかし外国籍者、たとえば日本やロシア、中国の国籍のみを持つ人は申告できません。

2005 年 2 月から 2008 年 6 月まで、合計 3 回被害の申告を受け付けましたが、期間としては延べ 15 カ月だけでした。まず 6 カ月受け付けて、次に 3 カ月、再び 3 カ月。このように間隔を空けて受け付けたので、申告は困難でした。

この時、被害申告書と立証資料が必要とされましたが、立証資料がない場合、1 人以上の隣友保証書（他の人の法律的行動の保証人となる）が必要でした。

隣友保証人になり、隣友保証人を書くことは、申告人や被害者と血縁関係のない人でも可能でした。被害者と一緒に動員された人など、当時被害を目撃した人や、その事実を知っている人であれば、書類を作成することができました。

それでも被害申告をするのは非常に難しいことでした。立証資料が不足していたからです。また、申告する人が 70 年も前の被害事実を記憶している必要がありました。そして隣友

保証人を探すことも簡単なことではありませんでした。それでも多くの人が被害申告を行い、22万人の申告を受け、21万人を被害者と判定しました。

被害調査の過程としては、被害申告を受けた後、事実確認調査を実施し、さらに地方実務委員会で審査し、中央委員会に移管する。中央委員会で再び調査し、審議調書を作成し、議決して通知をし、望む場合は家族関係証明書に登載することになります。

被害申告書の様式もみな電算システムで作りました。システム上には、被害申告を行った人の目録があり、一人ひとりの審議調書を見ることができます。ただ、先に述べたようにこのシステムは現在使うことはできません。

私たちは被害調査を通じて非常に多くの資料を受け付けました。現在、釜山にある国立強制動員歴史館に展示されているのですが、裁判記録や、国民徴用令に違反して罰を受けた人の記録の写真や、動員される過程の人が残した詩があります。また、身分証や出張証明書があります。**写真6**は、動員された被害者が、朝鮮半島に帰還する際、船に同乗した人と一緒にノートに描いた絵です。こういった資料も証書になります。



写真6 動員された被害者が朝鮮半島に帰還する際に船に同乗した人と一緒にノートに描いた絵

写真7は賃金を記入した月給通帳です。毎月30円ずつマイナスになっていて、借金にされているのが分かります。**写真8**は勤務証です。

The image shows five vertical columns of handwritten Japanese account books (通帳) from the 1930s. Each column contains a list of financial entries with corresponding amounts. The entries are written in Japanese characters and include various categories such as income, expenses, and savings. The columns are arranged side-by-side, showing different pages or sections of the account books. The handwriting is in black ink on aged, slightly yellowed paper. The columns are labeled with names and dates, and contain numerical values in Japanese numerals.

写真7 賃金を記入した月給通帳

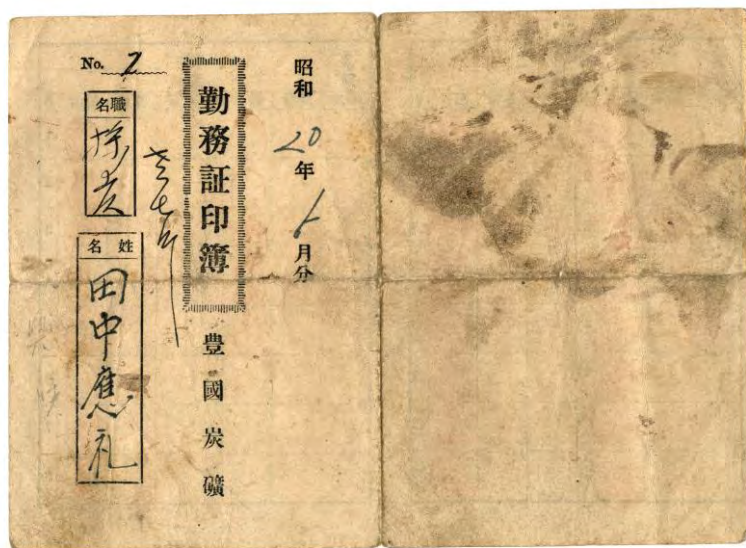


写真8 勤務証

このような資料は、『写真で見る強制動員の話』あるいは『散り散りになったその日の記憶』といったパンフレットにまとめられ、強制動員真相究明委員会が発刊し、無料で配布さ

れました。今もファイルの提供を受けることができますし、私たちが提供することもできます。日本語、英語でも説明されています。

国民和合、韓日関係の鍵となる真相調査

真相調査は、調査結果をまとめ博士学論文水準の報告書を作成すること、そして資料集や口述、記録集を発刊するということを目的としていました。特別法に基づいて、27件を完了しました。その他に委員会でも自主的に調査したものが5件あります。

ただ、これらの活動はまだ、真相究明のスタート段階にあると言えます。これは被害当事国政府が当然すべき責務です。イスラエルは1953年に真相調査を行うヤド・ヴァシェムという政府機構をつくりました。中国の南京虐殺記念館も、731部隊記念館もやはりそうです。真相調査をしてこそ、強制動員問題の解決が可能です。この活動を通じて、被害調査することも可能ですし、支援金も支給でき、遺骨の保管にも役立ち、追悼事業をする際にも、決定的資料として活用されます。

また、2015年に明治日本の産業革命遺産がユネスコ世界遺産に登録される時には、真相調査がフルヒストリーを記述する際の助けになりました。さらに同調査は、新たな強制動員の被害を発掘し、過去を記憶するのにも役立ちます。たとえば災害・災難史や受刑された動員者の実態などが、新たに究明されました。

真相調査を通じて学界の研究を先導して支援することができ、調査成果を市民社会と共有することができ、市民平和教育に寄与できます。また、日本の市民らと共に真相調査を行ったことで、日本社会の歴史認識水準を高めることにも寄与してきたと考えています。ちなみに日本市民は真相調査にも参加し、また米国市民と日本市民は強制動員真相究明委員会の作成した報告書の翻訳も行っています。

また、このことは特別法に明記された目的、「国民和合」に対する寄与であったとも考えます。なぜならこれらの活動は韓国社会が「被害者性」を維持するために役立ったからです。「被害者性」というのは最初の段階で事実を知り、2番目の段階で被害者に共感し、3番目の段階は被害の再発を防止することですが、この活動においてはその最初の段階に取り組んだと言えます。

強制動員真相究明委員会は、2011年に日本の北海道東川で真相調査の活動をしている市民団体「朝鮮半島と東川の歴史を語る会」と共同で真相調査を行い、この市民の団体の活動を

助けました。『CAN YOU HEAR US?』（聞こえてる?）という本は、アメリカ市民によって無償で翻訳された日本軍慰安婦被害者の口述記録集です。写真9は韓国語で書かれた強制動員の真相調査報告書です。先に述べたように博士論文水準に準ずる報告書になりますが、これを日本市民が日本語に翻訳しました（写真10）。

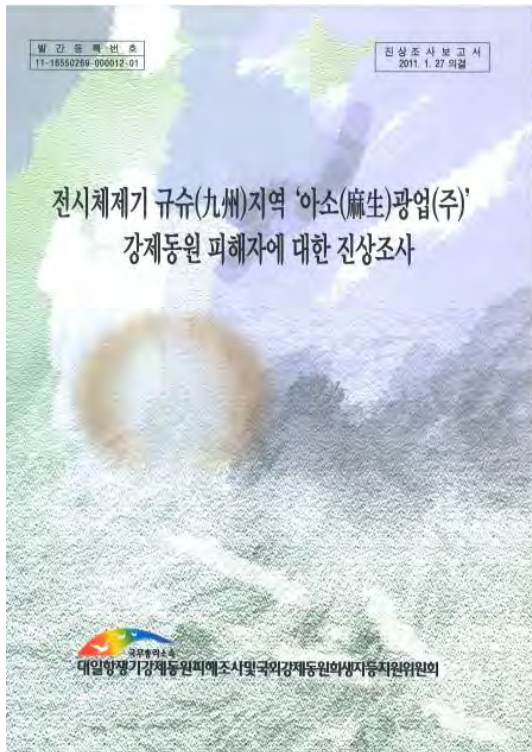


写真9 強制動員の真相調査報告書
(韓国語)

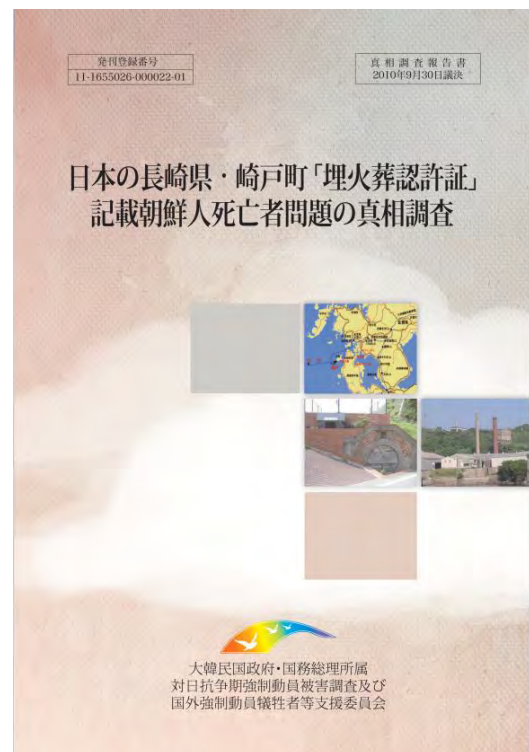


写真10 強制動員の真相調査報告書
(日本語)

果てしないトンネルを抜け出すために

委員会の消滅と現実となった憂慮

しかし強制動員真相究明委員会がしてきたこのような活動、トンネルを抜け出すための努力は、継続することができませんでした。

その過程を簡単に説明しますと、一つは委員会が2015年に被害申告の扉を閉めたことです。その時、多くの日本の市民団体と研究者たちが心配して、委員会を存続させてほしいと

いう要望書を韓国政府と国会に提出しました。また、委員会が存続を要請しましたが、受け入れられませんでした。

委員会は廃止され、2015年12月31日に行政自治部にすべての業務が移管されました。委員会が扉を閉める時、私は三つの憂慮事項を政府に提出していたのですが、廃止後、憂慮していたことが現実となりました。

一つは特別法制定の趣旨と国民的熱望を、韓国政府自身が無視する結果をもたらしたことです。すなわち被害国である韓国政府自らが、被害に対する真相調査を中断する結果をもたらした。これは国家的責務を回避することであり、また被害者の権利を剥奪することです。すなわち1965年に締結された韓日協定を通じて、政府は支援金の給付という形で被害者への補償の責務を果たしていたのに、それが中止され、被害者は申告すらできない状態に置かれてしまったのです。

このことは、日本政府の歴史認識の歪曲という結果をもたらしました。日本政府は韓国政府が「委員会をなくし、自ら扉を閉めたのだから、もはや重要でない問題と考えている」、あるいは「被害調査は終わったと考えている、または強制動員の被害はこれ以上ないと考えている」と誤解したのです。

当時進行中だった業務も中断しました。まず労務者の遺骨奉還。労務者の遺骨奉還は2004年に盧武鉉大統領と小泉総理の合意によってはじまり、その結果、日本に残された2700柱にのぼる遺骨の情報を取合し、このなかの一部の遺骨については韓国内の遺族も特定したのに、奉還が中断して今もできないでいます。

次に資料収集、資料照会も中断しました。資料のなかには厚生年金名簿や郵便貯金資料などがあって、日本政府がその照会作業をしていました。それが中断したことで、被害者が自分たちの権利にどんなものがあるのか、確認することができなくなりました。

そしてすべての資料が散逸することになりました。もちろん韓国の被害者が提出したものが資料の中心ですが、日本の市民も多くの資料を集めて提供してくれました。日本政府から提供された資料もあります。今はこれらの資料がさまざまな機関に散らばってしまい、どこにあるのか検索することも困難です。

そして強制動員真相究明委員会に在籍していた多くの専門家たちが消えてしまいました。そうしてみると、韓国政府が持っている専門性も消えてしまいました。

消えたものはまだあります。一つは真相究明の土台が消えました。この間、多くのシステムを作り、それを基盤にして真相究明の活動をしてきましたが、委員会が扉を閉めてからはシステムも消え、真相究明をする土台がなくなりました。国家の責務も消え去ったし、被害者の権利も消えました。したがって被害者は被害を申告する場所を失いました。

行き場を失った被害者が向かった先は法廷でした。被害者は訴訟を起こし、勝訴しました。2018年からずっと勝訴判決が続いています。ところが勝訴しても、被害者に成果が渡されたものはただの1件もありません。日本企業が賠償に応じないからです。

結局、法廷では勝訴したのに、被害者はその精神を認められても、実質的な権利を取り戻すことができなかつたのです。別の見方をすると、「ずっと希望を待ち続けなければならない状況」だと言うこともできます。これを韓国では「希望拷問」と呼称していますが、「ずっと希望だけを持って、期待だけをして、いつ解決するのか待っていて、亡くなる」というような不幸な状況にあります。

トンネルから抜け出すため、真相究明の目的のリマインドを

その間に、韓日関係が相互不信に陥ることになったと思います。日本政府は韓国で起こされた裁判の判決を受け入れず、「韓国政府が解決しなければならない」と言い、韓国政府は訴訟を起こした人に対し、「日本企業を相手に訴訟を起したのだから、日本企業が解決しなければならない」と考えます。このように互いに責任をなすりつけあっている間に不信感が募り、それが発展して最悪の韓日関係となっていると思います。トンネルのなかに2カ国がうづくまって、互いに出てこられずにいるようです。

こんな関係が、いつまで続くのでしょうか。私はトンネルから抜け出すための努力をするべきと考えます。そしてトンネルから抜け出るための方法の一つは、真相究明の目的を私たちがリマインドすることだと考えます。

私たちが日帝強制動員被害の真相を糾明する目的は、人類の普遍的価値を探し出すことです。日本を批判したり、単に非難したり、そうでなければ私たちの国が植民地だったことのうっぶん晴らしするためではないのです。人類の普遍的価値を探す作業を続けなければならないと、私たちは再び想起しなければならないと思います。

次に、真相究明の過程で「被害者性」を共有することを通じて、私たちはアジア平和共同体の道に進むことができると思うからです。

今、ウクライナで戦争が起きています。つまり私たちは、平和というものはとても守りにくい、という事実直面しているわけですが、そうであればこそ、「被害者性」を共有することによって平和共同体を構成することは可能と見ます。すなわち、再び申し上げますが、被害者性の共有というのは、最初にどんな事実があるのか知って、2番目は被害者に共感し、3番目は再びこのようなことが起きないように再発を防止することです。そうすることによって私たちは平和をもたらすことができます。その最初の段階が、まさに真相究明です。ですから私はこのトンネルを抜け出すために韓国がすべきことは、真相究明機関を復活することと考えます。これを復活して再び被害者性を共有することにより、平和への道に進む出口を開かなければならないと考えます。

「日本政府に注文をつけるところを、なぜ韓国政府がすべきことを言うのか？」という意見もあります。日本政府に注文することは、いま皆さんが具体的に提示しています。日本政府に韓国人が要求しても日本政府が聞かなければそれで終わりですが、それでよいのでしょうか？ 私はそうでないと思います。

終わらせたくないのなら、韓国から先にはじめなければなりません。スタートすることもせずに日本政府だけになにかしろと言うのは、責任を回避するための方法の一つでしかありません。そのためには韓国政府が熱心にならなければならないと考えます。加害国より被害国がより熱心に活動してこそ、加害国を動かすことができます。

そして日本政府、日本社会と共同で調査研究をすべきです。共同調査・研究をする方法は、後で申し上げますが、民間交流をより一層拡大しなければなりません。韓国と日本はあたかも水平線を並行するかのように、二つの道を互いにずっと進んでいます。交差していません。疎通していません。しかし疎通しなければ解決しません。したがって民間交流をより一層拡大すべきです。

以前、^{キムデジュン}金大中大統領が文化交流をはじめ、民間交流の流れをととても太いものにしましたが、その結果、韓日間で理解の幅が広がりました。今、そういうことを再びしなければなりません。

では、このようなことはどのように成しとげることができるのか？ という問いには、現実に可能な実践方法があると考えます。それは金大中大統領が開始して盧武鉉大統領まで続いた「韓日歴史共同委員会」を復活させることです。

韓日歴史共同委員会では、同じテーマで両国の学者が研究結果を発表し合いましたが、その発表にはとても差がありました。しかし、このような活動を通じて、再び徐々に相互間の理解をたしかなものにしていくことが必要です。

そして遺骨調査奉還事業など、中断した議論を再開させなければなりません。労務者遺骨の奉還、また、日本は西南諸島など、アジア太平洋戦争の激戦地から日本人の遺骨を奉還、收拾する事業をしています。收拾した遺骨のなかに韓国人の遺骨があることもあり得ます。そういった調査を共同で行うことで、韓国人遺骨を奉還できると思います。

委員会再設置への望み

現在、韓国の国会ではこの法が発議されています。法案審査小委員会を通過できませんでしたが、この法案は、委員会が再び扉を開くという法案です。

委員会が扉を開くことでどんな効果があるのか。先ほど申し上げた通り、法廷にしか行くことができない被害者が、再び委員会にくることができます。

また、訴訟を行うことができない、法廷に行くことができない被害者がいます。多くの人たちは、被害者には個人請求権があるので、全員が訴訟を起こすことができると考えていますが、そうではありません。訴訟をするには日本政府と日本企業が残した資料が必要ですが、それを根拠に実際に訴訟を行うことができる人はおよそ5万人と推定されています。しかもこのうちのすべての人に遺族がいるわけではありません。結婚しなかった状態で死亡された方も、多数いるからです。ですから実際に訴訟できる方は、とても少なくなります。200万人が強制動員されたと考えれば、5万人は5%ほどにしかありません。また、軍人・軍属は名簿がないので訴訟をすることができません。そもそも軍人・軍属は、日本の企業を相手に訴訟をすることはできないのです。95%の被害者は訴訟をすることができません。訴訟できない人たちは、どうしたらいいのでしょうか。

1965年の韓日請求権協定を締結した韓国政府は、このような資料の提供を日本政府に要求することと、遺骸奉還や謝罪を要求すること、二つの枠組で交渉を進めるべきだと考えます。そしてその時には、委員会が中心になるべきだと考えます。

委員会を再設置する意味

2022年2月、日本政府はユネスコ世界遺産に佐渡鉱山(金山)を推薦しました。ご存じかと思いますが、佐渡鉱山は朝鮮人の強制動員があった場所です。しかし現在、日本がユネスコに提出した推薦内容に、朝鮮人強制動員に関する歴史は含まれていません。これはユネスコの精神からも外れます。

佐渡鉱山については、委員会があった時期に作られた資料があるのですが、今は資料を探すことも難しい状況です。再び委員会を設置し、佐渡鉱山をはじめ、今後日本が登録申請をするかもしれない文化遺産対象候補地への調査を日本と共に行うことが必要です。日本社会がユネスコ精神に立脚してフルヒストリーを世界市民と共有できるように支援することも、強制動員真相究明委員会の大きな役割であると思います。

写真11は、釜山にある強制動員歴史館にある、展示物中の一つです。「被害者は85歳 三菱重工は、いますぐ救済を」という横断幕が掲げられていて、多くの日本の研究者、活動家、市民活動家の方の姿が写っています。



写真11 強制動員の真相究明運動を行った日本の研究者、活動家、市民活動家（強制動員歴史館に展示されている作品）

この方々が、まさに強制動員の真相究明運動をした方々です。今も活動されている人たちを、多く見ることができます。この方々は、なぜ活動したのでしょうか。この方々はまさに、「堂々とした日本市民になるために活動するのだ」と言われました。「朝鮮人強制動員、または中国人強制動員があったという歴史を真摯に受け止め、事実を知って和解の道に進まなければ、日本国民として恥ずかしい」、という考えから活動をはじめた方々です。人類の普遍的価値を明確に知っておられる方々と言えるでしょう。韓国市民は、こういう人たちをさらに多くするという方向に、和解の道を進めるべきだと思います。

「友だちとは別れられるが、隣人とは別れることができない」

こういう言葉があります。「友だちとは別れられるが、隣人とは別れることができない」。友だちとは気が合わなければ別れられるのに、隣人と別れるには引越しをしなければならない。しかし韓国と日本、中国は、引っ越しをすることができません。私たちが別れることができないのならば、関係改善をしなければなりません。

写真 12 は、飛田雄一という日本の市民活動家が撮った写真ですが、長野県松本市の郊外にある三菱の地下工場を写したものです。ここには飛田先生と一緒に、私も行きました。真っ暗で、灯りがなくては到底歩くこともできないほど危険なところなのですが、このなかから外を見ると光が入ってきます。まさにトンネルの終点が見えるのです。

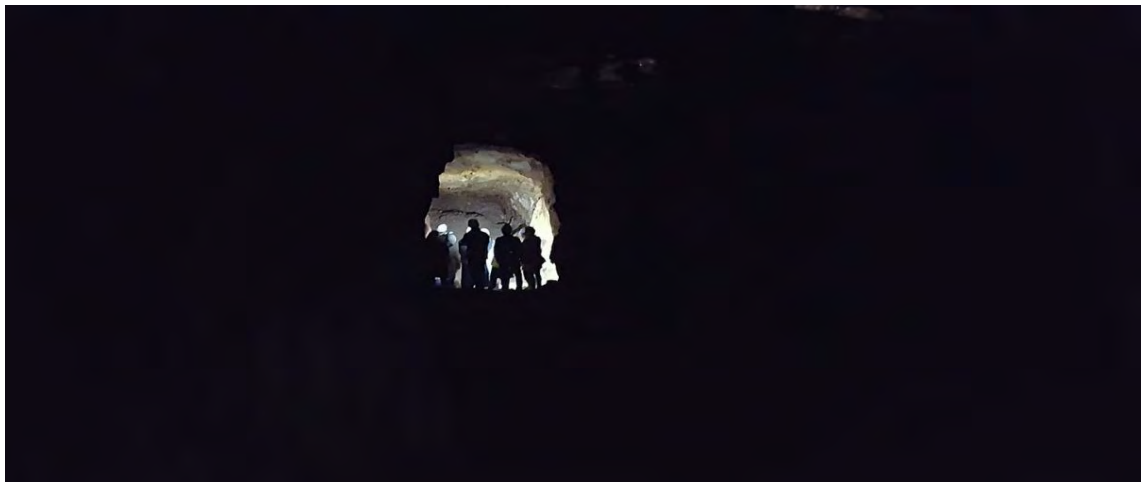


写真 12 飛田雄一氏が撮影した三菱の地下工場の様子

私はこのトンネルの終わりに向かって、私たち皆が共に努力すべきだと思います。強制動員真相究明委員会は韓国で11年間存続しましたが、理解することが難しく、韓国の国民にもよく知られていない存在です。また強制動員という歴史自体も、本当に知られていません。

私の研究会が運用するNAVERのカフェ（インターネット上に設置したコミュニティ）があり、韓国語で書かれたものですが、すべての資料を無料で見ることができます。委員会の存在は韓国社会でも知られていないのに、日本の人々にはさらに知られていないことだと思います。また、とても難しい主題であるにもかかわらず、このようなお話を今日聞いてくださったことに、非常に感謝します。さらに私が日本語で申し上げられない点に対しても、非常に申し訳なく思います。質問があれば誠意を尽くしてお返事差し上げるようにいたします。簡単なお話になりましたが、これで終わりにしたいと思います。

チョン ヘギョン

韓国学中央研究院韓国学大学院で、植民地期における在日朝鮮人の労働運動史をテーマに修士・博士号を取得。同時に、オーラルヒストリーおよびアーカイブズ学を学んだ。

韓国の国務総理直属機関である「対日抗争期強制動員被害調査及び国外強制動員犠牲者等支援委員会」に11年間調査員として勤務し、数千名の被害者たちの経験に向き合った。現在、日帝強制動員&平和研究会代表研究委員。

主な著書に『조선민중이 체험한 ‘징용’ (朝鮮民衆が体験した「徴用」)』동북아 역사재단, 2021年(韓国語)、『반대를 론하다-‘반일종족주의’의 역사부정을 넘어 (反対を論じる-「反日種族主義」の歴史否定を超えて)』도서출판 선인, 2019年(韓国語)、『아시아태평양전쟁에 동원된 조선의 아이들 (アジア太平洋戦争に動員された朝鮮の子ども達)』삼연섬, 2019年(韓国語)などがある。